

議員提出議案第6号

市内の所有地での除草剤、農薬等の使用は西東京市の取り組みに準拠して行うことを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年6月20日

提出者	西東京市議会議員	森	てるお
賛成者	西東京市議会議員	大竹	あつ子
賛成者	西東京市議会議員	小峰	和美
賛成者	西東京市議会議員	後藤	ゆう子
賛成者	西東京市議会議員	納田	さおり
賛成者	西東京市議会議員	田村	ひろゆき

市内の都有地での除草剤、農薬等の使用は西東京市の取り組みに準拠して行うことを求める意見書

西東京市では「農薬の中には、発ガン性や催奇形性を示すものや化学物質過敏症の原因になることもあり、市立公園等では薬剤散布はしておりません。」（西東京市ホームページ、公園の維持管理についてから引用）と、都内自治体の中においては先進的な取り組みをしています。学校、幼稚園、保育園、公共施設敷地内、街路樹等についても同様に対処しています。

もちろん東京都においてはもとより、農林水産省、環境省からの通知「住宅地等における農薬使用について」に基づいて対処されているものと存じます。

しかしながら、都営住宅団地自治会にまでは周知徹底されておらず、自治会が植栽を一部伐採して更地化を行い、草地やベランダ下も含む団地敷地内において除草剤、農薬等の散布が行われています。都営住宅団地敷地といえども西東京市に属しています。東京都におかれては都有地の管理の問題として、関係各所、関係団体等に西東京市の取り組みに準拠した上で適切な対処をするように求めていただきたいと望みます。

そもそも、団地建設の際に、旧田無市と東京都の間で敷地面積の30%以上を緑地・公園とする協定が結ばれています。こうして設置された公園は、近隣住民や児童等が利用するほか、近隣の保育園等の子どもたちが散歩に訪れ、運動会等にも利用されています。公園やそこに至る緑地への除草剤、農薬等の散布は、住民や子どもたちをはじめ利用者の健康にとって好ましからざる影響があるものと考えます。

また、都営住宅の中で、都営田無本町7丁目アパートの団地内においては、児童発達支援事業みらい（0歳から5・6歳対象施設）や療養型児童デイサービスさざんか第1（6歳から18歳対象施設）があります。また、東京都水道局田無2号水源（常時くみ上げて、都の水道水とまぜて市民に提供している）があり、隣接農地には現に使用されている防災井戸もあります。地下水への影響も懸念されます。

東京都におかれましては、団地の居住者、団地内公園を利用する子どもをはじめ、水を供給される多くの市民の健康を守るため、団地内の敷地管理は、除草剤、農薬等を使用しないとした西東京市の取り組みに準拠して行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

西東京市議会議員 田 中 のりあき

提出先 東京都知事